

## 宮代町ゼロカーボン推進協議会規約

## (目的)

第1条 宮代町ゼロカーボン推進協議会（以下「協議会」という。）は、宮代町のゼロカーボンシティ（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）の実現に向けて、地域特性を踏まえた脱炭素化のための取組について、町民、事業者、行政等多様な主体が協働して実施していくことを目的とする。

## (事業内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 脱炭素化の推進に関すること
- (2) 宮代町地球温暖化対策実行計画の策定及び実施に関すること
- (3) 脱炭素化及び地球温暖化対策の推進のための普及啓発活動及び情報の提供に関すること
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、第1条の目的に賛同する法人、事業者、団体等をもって組織する。

- 2 協議会は専門分野における技術的助言を求めため、学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

## (会員)

第4条 協議会の会員は、第1条の目的に賛同する次のいずれかに該当する者とする。

- (1) パートナー会員  
脱炭素社会の実現のため、他の会員や、地域の法人、事業者、団体等と積極的に協働して第2条の事業内容に取り組む者
- (2) サポート会員  
脱炭素社会の実現のため、第2条の事業内容に可能な限り取り組む者

## (入退会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）を事務局に提出するものとする。なお、次の各号に該当する者は入会することができない。

- (1) 宮代町暴力団排除条例（平成25年9月24日条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 宮代町暴力団排除条例（平成25年9月24日条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがある行為を行っている者と認められる者

- (4) その他、会長が不適當と認める者
- 2 会員が協議会を退会しようとするときは、退会届（様式第2号）を事務局に提出するものとする。
- 3 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 会員である団体等が消滅又は死亡したとき
  - (2) 本規約に反する事情が判明したとき

（役員）

第6条 協議会を円滑に運営するため、会員の互選により次のとおり役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議等）

第7条 協議会は、第1条の目的の達成及び第2条の事業内容を実施するための全体会議を、会長が招集し開催する。

- 2 会長が必要と認めるときは、特定の事項について協議し対応するための部会を置くことができる。
- 3 前項の部会を置いたときは、部会に属する会員の互選により部会長を選任するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、宮代町環境資源課に置く。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会員による協議を経て、別に定める。

附 則

この規約は、令和6年10月3日から施行する。